領域Ⅱ　安心感の醸成

食品表示

事業者による適正な食品表示の徹底と、消費者の積極的な食品表示の活用を推進することにより、食品に対する安心感を醸成します。

社会情勢等

○　食品表示は、消費者が食品を購入するときに、その製品の内容や取扱いを正しく理解し、選択するための重要な情報源であるとともに、万が一事故が生じたときに、原因の究明や製品回収等の行政措置を速やかに行うための手掛かりとなるものです。

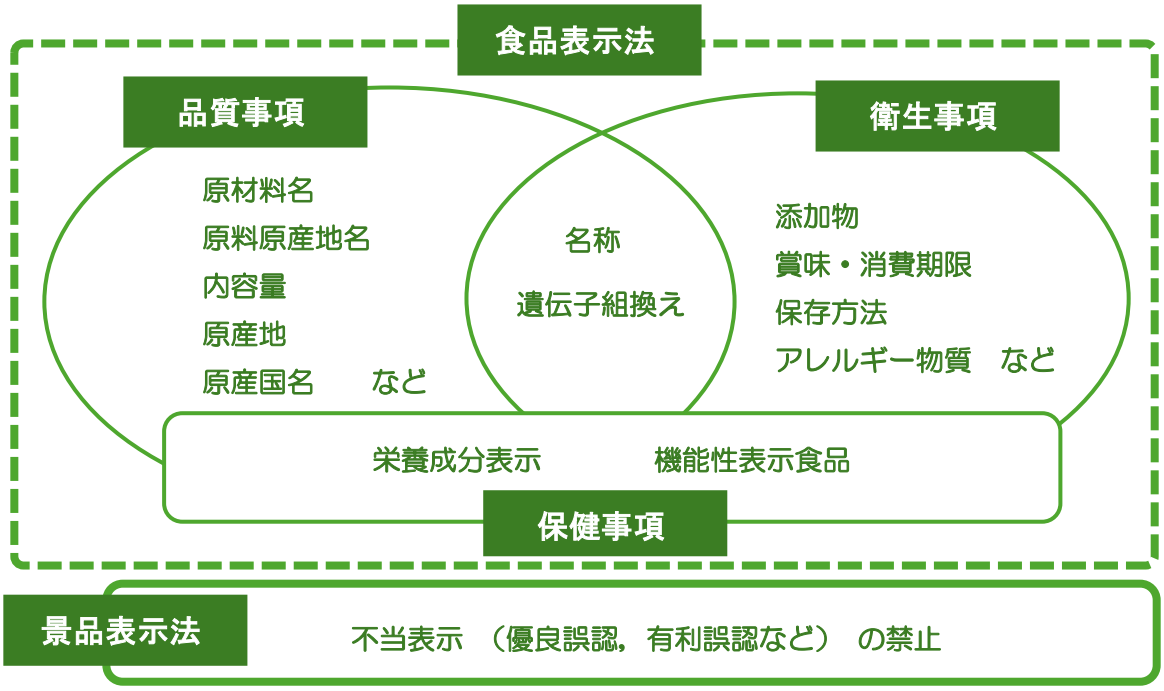
○　食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成２７年に施行され、その経過措置期間が令和２年３月末で終了しました。また、それ以降、原料原産地の表示義務化や遺伝子組換え食品の任意表示のルール変更、表示義務のあるアレルギー物質の追加等、頻繁に表示ルールの見直しが行われています。

○　令和３年６月から、アレルギー物質や消費期限等食品の安全性に重要な影響を及ぼす事項に関する違反等の認められた食品を、事業者が自主回収した際には、行政への届出が義務付けられました。

○　消費者が安心して食品を購入することができるよう、生産者や事業者は、食品表示に関する知識や意識の向上を図り、食品関係法令を遵守し、正しい食品情報を提供するとともに、消費者は提供された食品情報を理解し、活用していくことが重要です。

数値目標

目標	現状 令和７年度	目標 令和 12 年度
表示違反（不良）による回収件数 （過去３年平均）	22 件	８件以下
食品表示一斉点検において 改善指導を受けた施設の割合	54%	25%以下



表示例（栄養成分表示のある菓子）

国内製造の場合

名　　称	焼き菓子（クッキー）
原材料名	砂糖(国内製造)、小麦粉、バター、カカオマス／乳化剤、膨脹剤、(一部に小麦・乳成分を含む)
内 容 量	18枚（3枚×6袋）
賞味期限	2025.12.31
保存方法	直射日光、高温多湿をさけて保存して下さい。
販 売 者	○○株式会社 広島県△△市■■12-34

製 造 所　△△株式会社□□工場
広島県△△市■■56-78



栄養成分表示（1枚（標準5.4ｇ）当たり）	
熱量	24kcal
たんぱく質	0.4ｇ
脂質	0.6ｇ
炭水化物	4.3ｇ
食塩相当量	0.04ｇ

1　食品表示の正確な情報伝達

（1）適正な食品表示の推進

○　原材料に由来する食品事故が起こった場合に、速やかに原因を解明するため、生産工程管理の記帳や産地情報の適正な伝達を推進します。
○　不適正表示を防ぐため、食品表示を担当する従事者の意識の向上を図り、食品表示の自主点検の強化を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　原料原産地の表示義務化や遺伝子組換え食品の任意表示のルール変更、表示義務のあるアレルギー物質の追加等、頻繁に見直しが行われています。	○　食品表示制度の見直しに適切に対応した、正しい表示が行われるよう、生産者、事業者に対して講習会等を開催し、周知を行う必要があります。
○　事業者の施設においては、適正な食品表示を推進できる人材の確保に苦慮しています。	○　事業者に対して食品表示に関する正しい知識を付与する講習を行い、食品等を取り扱う施設において適正な食品表示を推進する核となる人材として、適正表示推進者を育成する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品表示制度の周知	○　現場での指導や講習会を通じて生産者に食品表示制度を周知します。 ○　農畜水産物の名称や産地情報の適正な伝達を推進します。 ○　事業者を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、食品表示制度を周知します。 ○　法令改正や国の政策等食品表示制度に関する情報をメール配信し、事業者のフォローアップを行います。
食品表示講習会の開催	○　食品表示を所管する関係機関が、食品の輸入業者、販売者等を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催します。 ○　食品表示に関する研修会に講師を派遣します。 ○　食品表示に関する講習会において、表示ミス対策の徹底を周知します。

取組	概要
適正表示推進者の育成の推進	○　食品の適正表示推進者育成講習会等を通じ、食品表示の正しい知識を付与し、事業者の中に適正表示推進の核となる人材を育成するとともに、法令改正等のフォローアップを行います。

生産者の取組

取組	概要
生産履歴記帳の推進	○　農業生産団体は、米や野菜の生産履歴記帳運動を進めていきます。 ○　牛トレーサビリティ法に基づき、耳標の装着、管理を行い、牛の個体管理の徹底を図ります。
食品表示に関する知識の習得	○　食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。

事業者の取組

取組	概要
食品表示の自主点検の強化	○　販売時や開店前の点検等、食品表示の自主点検を強化します。 ○　日々の営業活動においては、産地が変更する場合があるので、産地情報を確認し、適正な表示を徹底します。 ○　食品表示適正化推進月間事業へ参画し、食品表示、品質表示等の確認業務の自主点検を行います。
表示不備による自主回収等の実施	○　不適切な表示があった場合には、行政機関への報告を行い、速やかに自主回収等の適切な対応を行います。
食品表示に関する知識の習得	○　食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。 ○　育成講習会により適正表示推進者を育成し、フォローアップ講習会により継続して知識を習得します。 ○　食品適正表示推進者を中心に現地研修や勉強会を行い、適正な食品表示を担う従事者の能力・意識の向上を図ります。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》食品表示講習会の開催数	30 回/年
《行　政》適正表示推進者の育成数	50 人/年

2　食品表示の信頼性の確保

（1）食品表示に対する監視指導の充実

○　食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法等に基づく確認調査や監視指導を行い、食品表示の適正化を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　原料原産地の表示義務化や遺伝子組換え食品の任意表示のルール変更、表示義務のアレルギー物質の追加等、頻繁に見直しが行われています。	○　食品表示制度の見直しに適切に対応した、正しい表示が行われるよう、生産者、事業者に対して監視指導を実施する必要があります。
○　本県の食品表示一斉点検では、点検を実施した施設の３割から５割程度が表示に関する指導を受けています。	○　事業者が、法令を遵守し、食品表示の自主点検をさらに強化することが必要です。 ○　食品表示を所管する行政機関が連携した食品表示調査を行うとともに、違法行為に対しては、厳正に対処する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品表示の適正化に向けた産地情報伝達等の確認調査	○　農畜水産物を生産し、販売する者を対象に、食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。 ○　農畜水産物を生産し、加工販売する者を対象に、原料原産地等食品表示の確認調査を実施します。
食品表示の適正化に向けた原料原産地等の確認調査	○　製造・加工業者及び仲卸業者を対象に、原料原産地等の確認調査を実施します。 ○　小売店舗における食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。
米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の確認調査	○　米、米加工品を取り扱う生産者を対象に、取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。 ○　米、米加工品を取り扱う事業者を対象に、米トレーサビリティ法に基づく取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。

取組	概要
牛トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の推進	○　消費者に産地情報が適切に伝わるよう畜産農家に対して耳標管理の指導を行います。
景品表示法に基づく指導	○　適正表示についての事業者指導を実施します。
買上による栄養成分検査の実施	○　県内で流通する食品の栄養成分検査を実施します。
食品表示適正化推進月間の実施	○　多種多様な食品が流通する１２月を「食品表示適正化推進月間」と定め、表示を所管する関係機関が連携して、食品表示の一斉監視等を行います。
食品偽装表示対策チームによる調査	○　食品表示を所管する行政機関が連携し、食品偽装表示対策チームによる適正な食品表示調査を行うともに、意図的な違法行為に対しては、警察組織と連携して厳正に対処します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100% （各年度の監視指導計画時の件数以上）
《行　政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	被疑事案の発生件数
《行　政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年

食品の適正表示推進者制度のリーフレット



食品表示の監視





（2）食品表示活用の啓発

○　消費者がより一層安心して食品を購入できるよう、食品表示制度に関する広報を実施し、食品表示に関する知識の習得及び食品の購入時の活用を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　食品表示は、複雑で分かりにくい状況にあります。 ○　消費者が商品を購入する際に、知識不足により、食品表示を十分に活用できていない状況にあります。	○　消費者が食品表示制度を理解できるよう基本的な情報をわかりやすく提供するとともに、食品表示について、学ぶ機会を広く提供する必要があります。

行政の取組

取組	概要
消費者への食品表示制度の広報	○　食品表示に関するわかりやすい資料を作成し、ホームページ等に掲載します。
食品表示に関する相談対応	○　食品表示に関する疑問等の相談に対応します。

事業者の取組

取組	概要
消費者への相談対応	○　消費者からの食品表示に関する相談や問合せには、誠実に対応します。

消費者の取組

取組	概要
食品表示に関する知識の向上及び実践	○　関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、食品表示、品質表示に関する知識を習得します。 ○　食品の購入、保存、調理等を行うときには、食品表示を確認し、適切に取り扱います。
食品表示の確認	○　食品表示ウォッチャー制度を活用し、行政と連携して、表示の確認等を行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1，000 件/年